北下浦観光協会会則

（目的）

第１条　北下浦観光協会（以下「協会」と言う。）は、観光事業等を通じて北下浦地域の振興を図ることを目的とする。

２　協会の運営については、この会則に定めるところによる。

（事務所）

第２条　協会の事務所は、横須賀市北下浦行政センター(横須賀市長沢2-7-7)内に置く。

（事業）

第３条　協会は第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）観光に関する郷土文化の発展と充実を図るための催事開催

（２）観光行事の企画、宣伝及び観光施設の充実

（３）観光宣伝に関する印刷物等の作成及び頒布

（４）観光関係諸機関との連絡調整

（５）その他協会の目的達成のために必要な事項

（会員）

第４条　協会の会員は、北下浦地域における観光事業に関連する団体及び個人、並びに協会が実施する事業に賛同する者とする。

２　会員の種類は、会費納入額に応じて、個人会員、事業者会員及びサポート会員とする。

３　事業者会員にあっては、会員の希望により観光行事プログラム等の配布物に事業者名等を掲載する。

（役員）

第５条　協会に次の役員を置く。

（１）会　　長　　１　名

（２）副 会 長　　２　名

（３）理　　事　　25　名 以内

（４）会　　計　　２　名

（５）監　　事　　２　名

２　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　役員が任期の途中で交代した場合は、前任者の残任期間とする。

（役員の選任）

第６条　役員は総会において会員の互選により選任する。

２　理事にあっては、次の各号に所属する会員から選任する。

（１）町内会･自治会

野比地区、長沢地区、津久井地区、グリーンハイツ地区、粟田地区から選任

（２）事業者

商店会、金融機関、法人会、農業協同組合、漁業協同組合から選任

（３）第12条第３項に規定する運営委員会

役職者が就任

（役員の職務）

第７条　会長は協会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　理事は、協会の事業の計画・運営・実施のための業務を所掌する。

４　会計は協会の財務を処理する。

５　監事は協会の事業及び財務を監査する。

（顧問）

第８条　協会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会の推薦により会長が選任する。

３　顧問は、協会の重要事項について、意見を述べることができる。

（会議）

第９条　協会の会議は、役員会、理事会、運営委員会及び総会とする。

（役員会）

第10条　役員会は、会長、副会長、会計及び理事（運営委員長、総務委員長、企画委員長、事業委員長、組織拡大委員長に限る。）により構成する。

２　役員会は会長が随時招集し、会長が会議の議事を進める。

３　役員会は観光事業等の企画、運営方法について立案する。

（理事会）

第11条　理事会は、会長、副会長、理事及び会計により構成する。

２　理事会は、会長が随時招集し、会長が会議の議長となる。

３　理事会は、次の事項について審議する。

（１）観光事業等の計画及び報告

（２）協会の予算及び決算

（３）総会に提出する議案

（４）総会の議決により委任された事項

（５）その他会長が必要と認めた事項

（運営委員会）

第12条　運営委員会は、第３条に規定する事業実施に当たり、具体的な作業を行うための機関として組織する。

２　運営委員会に次の役職を置く。

（１）運営委員長　　１名

運営委員会を統括する

（２）総務委員長　　１名

運営委員会の総務部門を所掌する

（３）企画委員長　　１名

運営委員会の企画部門を所掌する

（４）事業委員長　　１名

運営委員会の事業部門を所掌する

（５）組織拡大委員長　１ 名

観光協会の組織拡大部門を所掌する。

３　運営委員の選出に当たっては、会員の中から運営委員長が指名して選任する。

４　運営委員長は、作業遂行のため、役員会の議を経て、団体及び個人をサポート隊として登録し、必要に応じて協力を求めることができる。

（総会）

第13条　総会は会長が必要に応じ招集する。

２　会員20名以上の者から要求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。

３　議長は、総会出席者の中から選出する。

４　総会は次の事項について議決する。

（１）第３条に規定する事業の執行に関する事項（予算・決算を含む。）

（２）会則の改正

（３）協会の重要事項

（４）その他会長が必要と認める事項

（会議の議決）

第14条　総会の議決は、会員の過半数（委任を含む。）の賛成により成立する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

２　会議（総会を除く。）において、賛否を問う場合は、出席者の過半数の賛成を要する。

（会計年度）

第15条　協会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（経費）

第16条　協会の経費は、次の収入をもって充てる。

（１）会費

（２）補助金

（３）協賛金及び寄附金

（４）その他の収入

（会費）

第17条　会費は１口1,000円とし、次の区分により徴収する。

（１）個 人 会 員　　１口以上

（２）事業者会員　　３口以上

（３）サポート隊　　無料

２　既納の会費は返還しない。

（決算）

第18条　会長は、毎会計年度末に事業報告書、決算報告書及び財産目録を調整して監査を受けなければならない。

（事務局）

第19条　協会に、事務を処理するため事務局を設置する。

２　事務局に局長及び職員若干名を置き、会長が委嘱する。

（情報の公開）

第20条　会員及び協会の関連団体等は、協会の事業・予算・決算資料等について、いつでも閲覧することができる。

（その他）

第21条　この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附則

この会則は昭和４８年４月１日から施行する。

附則

この会則は昭和６０年４月月１日から施行する。

附則

この会則は平成３年４月１日から施行する。

附則

この会則は平成１６年４月１日から施行する

附則

この会則は平成１９年４月１日から施行する。

附則

この会則は平成２４年３月６日から施行する。

附則

この会則は平成２５年５月１８日から施行する。

付則

この会則は平成２７年５月１６日から施行する。

付則

この会則は平成２８年５月１４日から施行する。